

東近江市税条例で指定された団体の 寄附金に関する事務処理要領

平成24年11月

東近江市役所 市民税課

目次

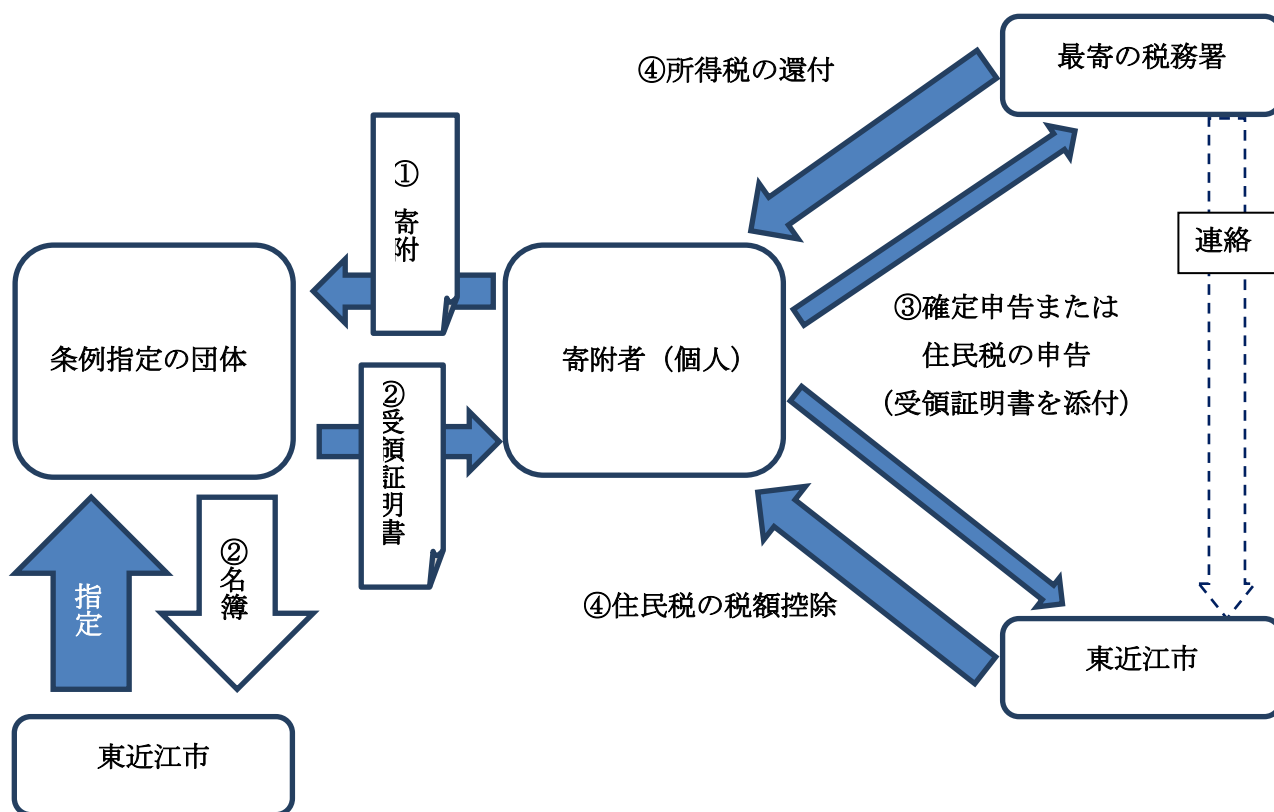
| | | |
|---|------------------------------|-------|
| 1 | 制度の概要について | 2 ページ |
| 2 | 事務処理について | 3 ページ |
| 3 | 寄附金受領証明書の交付について | 3 ページ |
| 4 | 寄附者名簿の作成・保存・送付について | 3 ページ |
| 5 | 寄附者への周知事項について | 4 ページ |
| 6 | 指定解除の希望について | 5 ページ |
| | 【様式 1】 寄附金受領証明書 | 6 ページ |
| | 【記載例 1】 寄附金受領証明書の記載例 | 7 ページ |
| | 【様式 2】 東近江市寄附者名簿 | 8 ページ |
| | 【記載例 2】 東近江市寄附者名簿の記載例 | 9 ページ |

1 制度の概要について

本制度は、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金の中から都道府県・市区町村がそれぞれの判断で条例により指定した寄附金について、条例指定した地方自治体に住所を有している寄附者が個人住民税の寄附金税額控除を受けられるというものです。

寄附金税額控除額については、寄附金の額（寄附金の合計額が総所得金額等の30%を上回っている場合は、総所得金額等の30%）から2千円を除いた額の6%を市民税額から差し引くというものです。なお、県の条例指定団体にも該当する場合は、寄附金から2千円を除いた額の4%を県民税額から別途差し引くこととなります。

【条例指定の寄附金控除のしくみ】



《寄附金税額控除の額の計算式》

○寄附金の額 < 所得の30% : (寄附金の額 - 2千円) × 6%

○寄附金の額 ≥ 所得の30% : (所得の30% - 2千円) × 6%

2 事務処理について

事務処理は次の二点となります。

- (1) 寄附金受領証明書の交付
- (2) 寄附者名簿の作成・保存・送付

なお、事務処理については、総務省から全国の都道府県・市区町村に通知があり、全国統一となっていますが、どの団体が条例指定されているかについては自治体ごとに異なりますのでご注意ください。

3 寄附金受領証明書の交付について

寄附金を受けた場合には、寄附者が、控除の申告をできるよう寄附金受領証明書を交付してください。申告の際には、寄附金受領証明書の添付が必須条件となっています。

寄附金受領証明書は、6 ページの様式 1 に次の 4 点を必ず記載し、作成してください。(7 ページの記載例 1 をご参照ください)。

- (1) 寄附者の住所
- (2) 寄附者の氏名
- (3) 受領した寄附金の額
- (4) 寄附金を受領した年月日

4 寄附者名簿の作成・保存・送付について

東近江市に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、寄附の明細を一覧にした東近江市寄附者名簿を 1 年（1 月 1 日～1 2 月 3 1 日の期間）ごとに作成してください。作成した東近江市寄附者名簿は 7 年間保存し、受領証明書の再交付などにご活用ください。

東近江市寄附者名簿は、8 ページの様式 2 に次の 4 点を記載し、作成してください(9 ページの記載例 2 をご参照ください)。

- (1) 寄附者の住所
- (2) 寄附者の氏名
- (3) 受領した寄附金の額
- (4) 寄附金を受領した年月日

寄附者名簿は、寄附を受けた翌年の1月31日までに東近江市市民税課に送付してください。

〔送付先〕 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市役所 市民税課

※個人情報を含むため、FAXやeメールでの送信は避けてください。

5 寄附者への周知事項について

寄附者に対して次の(1)～(3)の事項について、周知をお願いします。

(1) 寄附金税額控除を受けるためには確定申告等が必要です。

所得税の寄附金控除と市民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要がありますので、その旨を周知いただきますようお願いいたします。

〈確定申告の期間 2月16日～3月15日(平日のみ)〉

(2) 申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書が必要です。

寄附金受領証明書の交付については、貴団体の事務処理としてお願いしてありますが、これは、寄附者が確定申告等する際に添付するためです。

寄附金受領証明書交付の際には、確定申告書等に添付するものであることをお伝えください。

なお、これまでの所得税の確定申告用に交付されていた受領証と上記証明書は兼用となりますので、従前の受領証に前述の記載事項が全て含まれているのであれば、どちらか一方の交付でかまいません。

(3) 寄附金を支払った年の翌年1月1日に東近江市にお住まいであれば東近江市で寄附金税額控除を受けることができます。

本制度は寄附金を支払った年の翌年1月1日に住んでいる各都道府県・および市町村の条例で寄附先が指定されていれば適用されるものです。

したがって、寄附の時点では東近江市に住んでいなかったとしても、寄附金を支払った年の翌年1月1日時点で、東近江市にお住まいの場合は、東近江市で寄附金税額控除の適用を受けられます。逆に、寄附金を支払った年の12月31日までに、寄附者が東近江市から転出された場合、東近江市で寄附金税額控除の適用は受けられません。

寄附金を支払った年の翌年1月1日時点で東近江市に住んでいない方につきましては、寄附を行った法人（団体）が、その住所の所在する都道府県および市町村の条例で指定されているかどうかを確認する必要があります。転出先の市町村で同様に指定されていれば、転出先市町村で税額控除の適用を受けることができます。

6 指定解除の希望について

本制度にかかる控除対象法人としての指定の解除を希望される場合は、解除を希望される日の3ヶ月前までに書面により申し出てください。